

## 1 開口部の断熱化に係る改修工事

以下のいずれかに該当すること

- ①「みらいエコ住宅2026事業」において開口部の改修（「断熱等」の機能を有するもの。）に型番登録された建材のうち、1戸建ての住宅においては性能区分B以上、共同住宅においては性能区分C以上であり、ZEH水準の仕様基準※への適合が確認できるもの
- ②カタログ等により、ZEH水準の仕様基準※への適合が確認できるもの

## 2 躯体等の断熱化に係る改修工事

以下のいずれかに該当する断熱材であって、**厚さ等**がZEH水準の仕様基準※に適合するもの

- ①「みらいエコ住宅2026事業」において登録されている建材であること
- ②カタログ等により、ZEH水準の仕様基準※への適合が確認できること

※ ZEH水準の仕様基準

「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）」の「1外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

## 3 設備の効率化に係る工事

以下のいずれかに該当すること

- ①「みらいエコ住宅2026事業」において登録されている設備であり、以下の仕様を満たすもの
- ②カタログ等により以下の仕様を満たすものであることが確認できること

設備種別※1		仕様（ZEH水準）
太陽熱利用システム		強制循環式のもので、JIS※5 A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS※5 A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）
節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの以外	JIS※5 A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS※5 A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」またはJIS※5 A5207:2019またはJIS※5 A5207:2022に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること。
	掃除しやすい機能を有するもの	上記の節水に関する基準に加え、(1)～(3)のいずれかを満たすトイレであること。 (1) 総高さ700mm以下に低く抑えていること。 (2) 背面にキャビネット（造作されたものを除く。）を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3) 便器ボウル内を除菌※する機能を備えていること。 ※第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。 ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。

	高断熱浴槽※2	JIS※5 A5532 :2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯器	ヒートポンプ給湯機（エコキュート）※3	JIS※5 C 9220 :2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上であること。
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）※3	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。
	潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）※3	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上であること。
	節湯水栓※4	JIS※5 B2061:2023に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。（浴室シャワー水栓に限る。）
	燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可）
	コージェネレーション設備	ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS※5 基準（JIS※5 B8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。
	蓄電池	定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
	LED照明	工事を伴うものに限る。

※1 節水型トイレ及び節湯水栓については、設置を行った台数分を補助する。それ以外の設備については、設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とする。

※2 高断熱浴槽の設置：次のいずれかに該当すること。

- ・「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」いずれかとの2点セット（既設可）
- ・「エコキュート、エコジョーズ、エコフィール」いずれかと節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）との3点セット（既設可）

※3 高効率給湯器（ハイブリッド給湯器を除く）の設置：高断熱浴槽と節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）との3点セットに限る。（既設可）

※4 節湯水栓の設置：浴室シャワー水栓に限る。また、次のいずれかに該当すること。

- ・「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」いずれかとの2点セット（既設可）
- ・高断熱浴槽と「エコキュート、エコジョーズ、エコフィール」いずれかとの3点セット（既設可）

※5 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。